



| |
|--------------|
| 収 受 第 163 号 |
| 令 元 ・ 5 ・ 10 |
| 人 事 課 |

2019年5月10日

門 真 市 長 宮 本 一 孝 様

門真市職員労働組合

執行委員長 西本 孝雄



要 求 書

2019年夏季・一時金要求について、下記のとおり要求します。

記

1. 要求額については、夏期一時金アンケート調査・集約結果にもとづいて
2. 99ヶ月プラス58,000円(昨年2.99ヶ月プラス52,000円)とします。
給与水準の引き下げの下での深刻な生活実態を直視して、夏期一時金要求に応え生活改善をはかること。
2. 「役職段階別加算制度」については、直ちに廃止し全職員一律10%支給に改めること。
3. 人事評価の結果に基づく勤勉手当・昇給の反映は撤回すること。
4. 「民間調査比較対象事業所規模」の引き下げについては、「民間準拠」を口実とした水準低下と地域間格差を拡大するものであることから、従来の「100人以上」に戻すよう、人事院に働きかけることを行うこと。
5. 非正規・関連労働者の賃金・労働条件についても、正規職員との格差の是正にむけ具体的な措置を講じること。会計年度任用職員制度の導入については、現行水準を後退させることなく、これまでの労使合意と、当該労働者を含む合意と納得を踏まえ、条例化にあたっては、労使協議・労使合意で実施すること。改善に要する財源確保は国への要請も含め当局の責任で行うこと。
6. 業務実態に見合った人員・体制の改善をし、職員が、震災などいかなる事態にも自治体として住民に対して責任ある対応が出来るよう、必要な人員を正規職員として計画的に採用すること。
7. 自治体職員が住民のために健康で安心して働けるよう、違法なただ働き・サービス残業一掃に向けて、業務量に見合った人員増、時間外勤務規制など実効ある措置を講じること。また、時間外勤務・休日勤務は月45時間以内、年360時間以内とすること。
「他律的業務」・「特例業務」にあっても過労死ラインといわれる月80時間以上の時間外勤務をさせないこと。
8. 夏期休暇については、10日間とすること。また、非正規職員の夏期休暇を正規職員と同様とすること。

以上